

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年11月20日 08時00分ごろ
発生場所	愛媛県東予港 壬生川港壬生川東防波堤灯台から真方位156° 1.1海里（M） 付近 （概位 北緯33° 56.3′ 東経133° 07.3′）
事故の概要	引船第二十七和丸は、台船K-1007を横抱き作業中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年2月20日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第二十七和丸、19トン 260-48127香川、マツト海運有限会社（船舶所有者）、坂本海運株式会社（船舶借入人） B 台船 K-1007、総トン数等不詳 なし、船舶所有者等不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A プロペラに擦過傷 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約86cm（新居浜港）
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、東予港に入航した後、B船を横抱きにする作業（以下「本件作業」という。）中、A船が付近の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。（図1参照）



図1 事故発生場所概略図

A船及びB船の喫水は、不詳である。

<p>分析</p>	<p>A船は、本件作業中、本件浅所に乗り揚げたものと考えられるが、船長から十分な情報が得られなかったことから、乗揚時の状況等については明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が本件作業中、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>